

▶津市防災情報メールと緊急速報メール(エリアメール)との違い

	津市防災情報メール	緊急速報メール(エリアメール)
事前登録	必要	不要(携帯電話の機種によっては設定が必要)
配信エリア	津市内を62地区に分けて地区ごとに配信しているため、必要な情報のみ入手できる。	津市内の避難情報などがすべて配信されるため、離れた地区の情報であっても津市内であれば受信する。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 細かな情報が配信される ● 行政情報も受信できる ● 津市以外にいても受信する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 細かな情報が配信されない ● 緊急性の高い情報のみ配信 ● 回線混雑時の影響を受けにくい ● 受信時に専用着信音で知らせる
配信文例(風水害)	<p>避難勧告発令(〇〇川) こちらは、津市災害対策本部です。〇〇川の水位の上昇に伴い、以下の地域に避難勧告を発令しました。安全な場所へ避難してください。</p> <p>【対象地域】 < A地域 > 〇〇地区(〇〇自治会、××自治会) < B地域 > △△地区(△△自治会、□□自治会)</p> <p>【開設避難所】 〇〇中学校、〇〇公民館</p> <p>【対象数】 〇〇世帯〇〇〇〇人</p>	<p>避難勧告発令(〇〇川) こちらは、津市災害対策本部です。〇〇川の水位の上昇に伴い、A地域の〇〇地区の一部、B地域の△△地区の一部に避難勧告を発令しました。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※緊急速報メール(エリアメール)では避難勧告等の発令地区が「〇〇地区の一部」という表現なので、河川名における避難対象地区については、下の「避難勧告等の発令時の自治会名等(風水害時)」を参照してください。</p> </div>

▶避難勧告等の発令時の自治会名等(風水害時)

河川ごとに避難勧告等の発令の基準水位が定められており、その水位によって「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」が発令されます。

また、河川ごとに避難対象地区が決められており、その対象地区は下記の表のとおりです。



河川名	避難対象地区(避難対象自治会)
雲出川(中村川合流より上流)	大井(向川原)、高岡(高野1、高野2、高野4、日置)、川合(庄村、其村団地、其村)、栗葉(庄田町)、誠之(久居小戸木町、須ヶ瀬町)
雲出川(中村川合流より下流)	桃園(新家町、木造)、高茶屋(小森北、ヒューマンタウン高茶屋、町屋、小森南第一、小森上野町)、雲出地区全域、香良洲地域全域
雲出川(県管理区間)	大井(上井生、上出、村出、片山、向川原、石橋)、川口(新家・上田、吹毛、御衣田、大広、茅刈、並木、杉ヶ瀬、上野、大角、双川)、ハツ山(古市)、竹原(宝生、掛ノ脇)、八知(立花、庄屋出、宮ノ下、元小西、下市場、柳瀬)、八幡(宮ノ本上)
波瀬川	大井(平岩、谷戸)、高岡(田尻1、田尻2、田尻3)、川合(西川原、一志団地)
安濃川	村主(妙法寺、今徳、浄土寺、連部)、南立誠(桜橋一丁目)、敬和(寿町、乙部元町南、乙部朝日、乙部美浜町、乙部日之出、末広町、乙部三筋、末広町西、中河原、高洲町、港海岸)、新町(八町三丁目北)、安東(観音寺町、納所町、河辺町)、櫛形(大字分部長田、大字分部長十、大字分地下、大字分広永、大字分四軒町、大字分向井、小舟)
岩田川	神戸(野田第1、野田第2、神戸第1、神戸第2)、修成(川田町、高松、池町、修成町、弓屋敷、野崎垣内、宮之前、佐伯町、伊予町、弓之町北、弓之町南、西裏岩田・桜ヶ岡)、養正(南堀端・五軒町、西新町南、中新町南、一番町、二番町、三番町、丸之内本町三丁目、丸之内泉町東、丸之内泉町西、丸之内鯉堀北、丸之内鯉堀南、丸之内南町)、新町(大園町第2、大園町、美川町、川添町、南新町第1、南新町第2、新町一丁目南、新町一丁目中)、敬和(寿町、乙部元町南、乙部朝日、乙部美浜町、乙部日之出、乙部三筋、末広町、末広町西、中河原、高洲町、港海岸)
中ノ川	上野(東千里、上野)、千里ヶ丘(東区)
志登茂川	栗真(栗真小川町、栗真中山町)、白塚(白塚西町三丁目)、一身田(一身田志登茂第1、一身田西平野、一身田平野、一身田旭、一身田中野)、北立誠(上浜町五丁目)
相川	高茶屋(小森上野町、桜茶屋、桜茶屋東)、藤水(藤方東、米津、御殿場)
横川	栗真(栗真小川町、栗真中山町)、白塚(白塚西町三丁目)
美濃屋川	安濃(内多、太田、清水)、安東(河辺町、長岡町、洪見町、観音寺町)、養正(鳥居町第1、鳥居町第3)

※上記河川の他に中小河川にも避難勧告などの発令基準水位が設定されています。